

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年7月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
綾川町	令和2年9月7日（月）	綾川町役場綾上支所	10：00～15：00
	令和2年9月8日（火）	綾川町役場	10：00～15：00
	令和2年9月9日（水）	綾川町役場	10：00～15：00
	令和2年9月10日（木）	綾川町役場	10：00～15：00
三木町	令和2年9月11日（金）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和2年9月14日（月）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
直島町	令和2年9月17日（木）	直島町浄化センター	11：20～13：50

備考 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定により、その所在の場所で実施することとした定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。